

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「常に情報通信技術を高度に活用することにより、新しい価値の創造を通じて、より豊かな人間社会の実現を目指す」ことを経営理念とし、ビジュアルコミュニケーションサービスの提供を通じて、シームレスなコミュニケーション社会の実現に貢献する企業となることを目指しています。

この経営理念のもと、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、取締役及び全従業員が法令を遵守し、健全な社会規範のもとにその職務を遂行するとともに、コーポレートガバナンスの充実に継続的に取り組んでまいります。

基本方針

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (2) ステークホルダー（株主、お客様、お取引先、地域社会、従業員等）との適切な協働に努める。
- (3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (4) 透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務を適切に果たしていく。
- (5) 株主との建設的な対話に努める。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

すべての原則について、2018年6月に改訂されたコードに基づき記載しています。

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使を可能とするための環境作り、招集通知の英訳】

現在、当社における海外投資家の持株比率は、比較的小さいことから、招集通知等の英訳は実施しておりません。今後、海外投資家の持株比率の推移も踏まえつつ、検討してまいりたいと考えております。

【原則2-4 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】

当社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得ると認識しています。しかしながら、当社では性別という区分をもって従業員の活躍促進策を実施しておりません。

【補充原則4-1-2 中期経営計画の策定・公表】

当社では、現在のところ中期経営計画を策定しておりません。

【補充原則4-8-1独立社外取締役のみの会合】

当社では、独立社外取締役（2名）のみの会合は開催しておりませんが、社外取締役（3名）及び社外監査役（3名）からなる任意の会合を定期的に開催しています。会合では当社の事業や経営についての理解を深めるため、各回のテーマに応じて業務執行者を説明者として出席させています。

【補充原則4-8-2筆頭独立取締役の決定】

当社では、独立社外取締役との経営陣との連絡・調整は取締役会事務局が行っており、監査役または監査役会との連携は内部監査室がサポートしています。独立社外取締役が経営陣や監査役または監査役会と連携する体制が整っていることから、当社では筆頭独立社外取締役を選任しておりません。

【原則4-11取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、現在、社外取締役3名を含む8名（いずれも男性で日本国籍を有する。）で構成されており、知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、適切に運営されています。さらに、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行い、その機能の向上を図っています。また、監査役には、財務・会計に関する十分な知識を有する者を1名以上選任しております。しかしながら、ジェンダーや国際性の面を含む取締役会の多様性という面では課題があると認識しており、検討を鋭意進めてまいります。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

自社の資本コストとして定期的に加重平均資本コストの把握はしておりますが、一方で事業環境に応じて変化してきた当社の事業に合わせ、部門別およびプロダクト別の収益性を測る管理会計を再構築中であり、資本効率の目標設定や適切な投資意思決定のための仕組みの導入はその後の課題として積極的に取り組んでいく予定です。

なお、現時点では中期経営計画を策定・開示する具体的な予定はなく、従って当原則が定める収益性・資本効率等を明示した戦略・計画を公表する具体的な予定はありません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

すべての原則について、2018年6月に改訂されたコードに基づき記載しています。

【原則1-3 資本政策の基本的な方針】

1. 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向け、資本コストを意識した資本構成及び資金配分の最適化の観点から、必要な資本

政策を実施します。

2. 当社は、大規模な希釈化をもたらす資本調達等の実施に際しては、既存株主の利益を不当に毀損することのないよう、取締役会においてその必要性・合理性を十分検討するものとします。

[原則1-4 政策保有株式]

当社は政策保有株式として上場企業の株式は保有していませんが、非上場株式4銘柄を保有しております。これらの銘柄に関しては、保有理由を説明するとともに、株式保有が事業に及ぼす影響を考慮し、中長期的な企業価値向上に資する事を前提に、取締役会の承認を得ております。

[原則1-7 関連当事者間の取引]

当社が当社役員等と取引を行う場合には、法令及び取締役会規程に基づき、当該取引につき取締役会の承認を要することとしております。

[原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当社は、企業年金制度を設けておりません。

[原則3-1 情報開示の充実]

(1) 会社の目指すところ (経営理念等) や経営戦略、経営計画

当社ホームページ上の「会社情報、IR情報」に掲載しております。(https://jp.vcube.com/company/) (https://ir.vcube.com/jp/)

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「II.1. 基本的な考え方」をご覧ください。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

取締役の報酬決定に際しましては、株主総会で決議された取締役の報酬限度額の範囲内で、各取締役の職責及び実績、会社業績、他社動向や過去の支給実績等を総合的に勘案しております。

より透明性を高めるため、2018年7月に設置した社外取締役が過半数で構成される指名・報酬諮問委員会にてこの検討プロセスを実施し、指名・報酬諮問委員会による適切な助言を得た上で取締役会で決議することとしています。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

取締役候補者は、代表取締役、担当取締役、社外取締役それぞれに選解任の方針を設け、指名・報酬諮問委員会で審議します。指名・報酬諮問委員会は取締役会に対して選解任理由等の説明を行い、取締役会にて決議し、株主総会に付議することとしています。監査役候補者は、監査役会の同意を得て取締役会にて候補者を決定し、株主総会に付議しております。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

選解任の理由の説明については、選解任や指名の都度、株主総会招集通知や適時開示または任意開示等にて開示いたします。

取締役の経歴、社外取締役及び社外監査役の選任理由については、「株主総会招集ご通知」(株主総会参考書類)及び本報告書の「II.1. [取締役関係] 会社との関係 (2) 及び [監査役関係] 会社との関係 (2)」に掲載しております。(https://ir.vcube.com/jp/)

社外取締役以外の取締役の選任理由は以下の通りです。

間下 直晃

当社の創業者であり、設立時から代表取締役社長として経営を担っております。この豊富な経験及び実績を活かして今後も当社経営を担うことが期待されるため、選任しました。

高田 雅也

当社の創業時メンバーであり、代表取締役副社長として経営を担っております。技術、SE、事業企画、管理等の豊富な経験及び実績を活かして今後も当社経営を担うことが期待されるため、選任しました。

亀崎 洋介

技術・開発部門における豊富な経験、実績を当社経営に活かすことが期待されるため、選任しました。

大川 成儀

財務部門における経験を中心として、経営に関する豊富な経験を有しております。引き続きこれらの経験、実績を活かして当社経営を担うことが期待されるため、選任しました。

水谷 潤

営業部門における豊富な経験、実績を当社経営に活かすことが期待されるため、選任しました。

[補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲及びその概要]

当社では、法令または定款で定められた事項のほか、「取締役会規程」に定めた経営に関わる重要事項の意思決定を取締役会にて決定しております。その他については「決裁基準」及び社内規程にて経営陣に対する委任の範囲を明確にしております。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社の独立社外取締役は、当社株主と利益相反が生じるおそれがない高い独立性を有している者から選任されるものとし、その独立性の判断基準は、次のいずれにも該当しないこととしております。

A. 当社及び当社子会社の業務執行者

B. 当社を主要な取引先とする者 (注1) 又はその業務執行者

C. 当社の主要な取引先 (注2) 又はその業務執行者

D. 当社から役員報酬以外に一定額 (注3) 以上の支払等を受けている、監査法人、法律事務所、コンサルタント等又は当該団体に所属する者

E. 当社の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有する者又はその業務執行者

F. 過去5年間のいずれかの年において、上記A～Eに該当していた者

G. 当社との間で、社外役員の相互就任の関係が生じる場合

H. 上記A～Gの配偶者又は二親等以内の親族

注1. 「当社を主要な取引先とする者」とは、当社との取引額が連結売上高の2%以上となる取引先を指す。

注2. 「当社の主要な取引先」とは、取引額が当社連結売上高の2%以上である取引先を指す。

注3.「一定額」とは、その価額の総額が年間300万円とする。

〔補充原則4-11-1取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方〕

経営のマネジメント機能とモニタリング機能のバランスを備えた取締役会を構成することを基本として、事業規模、経営環境等に応じて適宜検討していくことを基本方針としています。取締役会は、6名を上限とする業務執行取締役と2名以上かつ取締役会の3分の1以上の人数の非業務執行取締役（社外取締役）で構成することとしています。

取締役候補の選任手続きは、指名・報酬諮問委員会による適切な助言を得た上で取締役会で決議し、株主総会に付議することとしています。

〔補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況〕

取締役および監査役（候補者を含む）の重要な兼職の状況につきましては、「株主総会招集ご通知」（事業報告書・株主総会参考書類）等において毎年開示しております。（<https://ir.vcube.com/jp/stock/>）

〔補充原則4-11-3取締役会全体の実効性についての分析・評価と結果の開示〕

当社は、当社の企業価値の向上を目的として、当社のコーポレート・ガバナンスの体制及び実効性を高めていくために、取締役会の実効性に関する評価を実施しています。2018年度は以下の通り評価を行いました。

〔取締役会の実効性に関する評価の方法〕

- ・ 常勤監査役が取締役会を構成する全ての取締役及び監査役を対象に、取締役会の構成や取締役会の運営等に関する29の自己評価項目で構成される、記名式のアンケート調査を実施しました。
- ・ 調査結果は常勤監査役から取締役会へ報告され、取締役会で自己評価と課題抽出に関する議論が行われました。

〔取締役会における評価結果〕

- ・ 取締役会の構成（スキル、知識、経験のバランスや多様性の状況）や開催頻度、議論の時間等、「取締役会の構成」「取締役会の運営」は適切であることを確認しました。
- ・ また、当社のガバナンス体制の適切性や実効性を常に高めていくため、取締役の業績への貢献度の評価方法や、指名委員会・報酬委員会設置の是非、執行と監督の分離について議論しました。
- ・ 取締役の業績・貢献度については、取締役会で口頭審議、意見交換していくことになりました。
- ・ 指名委員会・報酬委員会設置の是非、執行と監督の分離については、非業務執行者である監査役及び社外取締役と、業務執行者である2名の代表取締役の意見交換の場であるスーパーバイザリーミーティングにおいて、当社の置かれた状況を鑑みながら、方針に関する議論を深め、取締役会に提案していくこととなりました。
- ・ 以上の評価結果を受けて、2018年7月に社外取締役が過半数で構成する任意の報酬・諮問委員会を設置し、同委員会は取締役の指名や報酬等に関する事項について、取締役会に対して助言・提言することになりました。
- ・ 2019年度は今までの取り組みを発展させ、コーポレートガバナンス・コードで上場会社が主体的に取り組むべき事項については、今まで報告事項でなかったものについても担当役員から取締役会に年次報告させるとともに、取締役会が主体的に果たすべき責務については自己評価項目に盛り込むことで実効性を高める予定です。

〔補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針〕

当社では、社外役員に対して、就任時に当社事業内容及び経営戦略等に関する説明を実施し、社外役員の当社事業の理解促進に努めております。また各取締役・監査役が職責を全うする上で必要な知識・情報を取得するために社外研修等を会社の費用において受講できるようにしております。

〔原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針〕

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資する建設的な対話を目的とする株主からの面談の申し込みに対して、その面談の目的により必要に応じて代表取締役社長又は経営陣幹部がこれに対応することを基本としております。

当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針として、株主との対話を統括する役員として取締役COOを指定し、対話を補助する部門間での情報共有を確実にするなど有機的な連携を確保するものとします。また、株主との建設的な対話を促進するため、株主構造の把握に努め、代表取締役社長による「四半期毎の決算説明会」、「個人投資家向けオンライン説明会」、国内外の投資家訪問などを実施し、その結果は、定期的に、経営陣幹部及び取締役会に報告します。なお、株主との対話に際してはインサイダー情報の漏洩防止に努めるものとします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

〔大株主の状況〕

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
間下 直晃	4,368,800	18.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,433,700	14.27
地域中核企業活性化投資事業有限責任組合	2,970,200	12.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,505,200	6.26
トミーコンサルティングインク	680,000	2.83
エムスリー株式会社	363,600	1.51
高田 雅也	300,000	1.25
楽天証券株式会社	277,000	1.15
岩本 良太	265,400	1.10
株式会社ミライト	240,000	1.00

支配株主（親会社を除く）の有無

――

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
村上 憲郎	他の会社の出身者											
西村 憲一	他の会社の出身者								△			
後藤 洋平	他の会社の出身者							○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村上 憲郎	○	----	村上憲郎氏は、グローバル企業の経営者としての経験が豊富であるため、当社の更なるグローバル展開のための助言・提言のほか、経営全般に対する助言・提言を行っていただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。同氏は、上記のa～kのいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

西村 憲一	○	西村憲一氏は、2017年6月末まで株式会社ミライトの相談役を兼任していました。株式会社ミライトの当社に対する出資比率は1%程度であり、当社の連結売上高に占める株式会社ミライトへの売上高は1%未満であります。	西村憲一氏は、情報・通信分野における企業経営者としての経験が豊富であるため、経営全般に対する助言・提言を行っていただけると判断し、社外取締役として選任しております。同氏は、上記2. のa～kのhに該当しておりますが、当社と取引関係のある株式会社ミライトの相談役を2017年6月末をもって退任しているため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定するものであります。
後藤 洋平		後藤洋平氏は、REVICパートナーズ株式会社ディレクターを兼任しており、同社が運営する地域中核企業活性化投資事業有限責任組合は当社との間で資本・業務提携契約を締結しており、当社との間に特別の利害関係を有しております。	後藤洋平氏は、証券会社、総合商社、投資会社での投資業務、経営支援業務の経験が豊富であるため、経営全般に対する助言・提言を行っていただけると判断し、社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	5	2	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	5	2	2	3	0	0	社外取締役

補足説明

1. 設置の目的

当社の持続的な企業価値向上のため、経営の公正性及び透明性を高めることを目的に、取締役の指名や報酬等に関する事項について、社外取締役が過半数で構成する「指名・報酬諮問委員会」にて審議し、客観性と透明性を確保します。

2. 指名・報酬諮問委員会の役割

取締役会の諮問に応じて、次の事項を審議し、取締役会に対して助言・提言します。

主な審議事項

（指名関連）

- 当社の取締役の選任及び解任に関する株主総会議案の原案
- 当社の代表取締役を含む業務執行取締役の選定及び解職に関する取締役会議案の原案
- 当社の業務執行取締役の職務分担に関する取締役会議案の原案
- 上記(1)～(3)を決議するために必要な基本方針等の制定、変更、廃止

（報酬関連）

- 当社の取締役の報酬等に関する株主総会議案の原案
- 当社の取締役の個人別の報酬等の内容に関する取締役会議案の原案
- 上記(5)(6)を決議するために必要な基本方針等の制定、変更、廃止

3. 指名・報酬諮問委員会の構成

5名以上で構成し、その過半数は社外取締役とする。

委員長：独立社外取締役である委員の中から、指名・報酬諮問委員会の決議によって選定

委員：社外取締役3名、代表取締役2名

4. 設置日

2018年7月26日

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査計画策定時において協議を行うほか、会計監査人による実査に監査役又は内部監査室が立ち会っております。また、各々の監査結果に基づいて意見交換を行い、業務の改善に向けた具体的な協議を行う等、監査役、会計監査人、内部監査室それぞれの監査が実効あるものとなるよう相互間の連携強化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
福島 規久夫	他の会社の出身者													
小田嶋 清治	税理士													
中野 創	他の会社の出身者									○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福島 規久夫		----	福島規久夫氏は、海外金融の幅広い経験を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断し、社外監査役として選任しております。
小田嶋 清治		----	小田嶋清治氏は、税理士としての幅広い経験と高い見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断し、社外監査役として選任しております。
中野 創		中野創氏は、REVICパートナーズ株式会社取締役を兼任しており、同社が運営する地域中核企業活性化投資事業有限責任組合は当社との間で資本・業務提携契約を締結しており、当社との間に特別の利害関係を有しております。	中野創氏は、公認会計士として会社経営に携わってこられた豊富な経験と幅広い見識のもとに、財務、会計に関する専門性を当社の監査に反映していただけると判断し、社外監査役として選任しております。

独立役員関係

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることを目的として、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

顧問及び社外協力者に対しても付与しております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2017年12月期における取締役の報酬等の総額は以下の通りであります。
取締役 8名 84百万円(うち、社外取締役 3名 8百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬決定に際しましては、株主総会で決議された取締役の報酬限度額の範囲内で、各取締役の職責及び実績、会社業績、他社動向や過去の支給実績等を総合的に勘案しております。より透明性を高めるため、2018年7月に設置した社外取締役が過半数で構成される指名・報酬諮問委員会にてこの検討プロセスを実施し、指名・報酬諮問委員会による適切な助言を得た上で取締役会で決議することとしています。

取締役の報酬限度額は、2014年3月26日開催の第14期定時株主総会において、年額200百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制] 更新

事前に議案書を社外役員を含む全取締役・監査役に配付するほか、必要に応じて事前説明を行っております。社外役員への情報提供等のサポートは、取締役会事務局が行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会社法に規定する機関として、取締役会、監査役会を設置するとともに、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会や日常業務の活動方針を審議するグループ報告会を設置しております。また、当社は社外取締役を除く取締役が、取締役会で決定された職務分掌に基づき、それぞれの担当業務を遂行しております。

・取締役会

取締役会は取締役8名(うち社外取締役3名)で構成され、経営方針等の経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行状況の監督を行っています。取締役会の監督機能を向上しその実効性を確保するため、利益相反のおそれがない独立性を有する2名の社外取締役を選任しております。また取締役・監査役候補の指名に際しては、取締役会全体として知識・経験の多様性とバランスに配慮するようにしております。

・監査役会

監査役会は監査役3名(すべて社外監査役)で構成され、監査役は監査役会で定められた監査方針、監査計画に基づき、代表取締役との定期的な意見交換、取締役会やグループ報告会等の重要会議への出席、内部監査部門及び会計監査人との情報交換、業務・財産の状況等の調査を通じ、取締役の職務執行の監査を行っております。

・会計監査人

当社は、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。

・指名・報酬諮問委員会

当社の持続的な企業価値向上のため、経営の公正性及び透明性を高めることを目的に、取締役の指名や報酬等に関する事項について、社外取締役が過半数で構成する「指名・報酬諮問委員会」にて審議し、客観性と透明性を確保します。

・グループ報告会

グループ報告会は、取締役、各本部長・室長等の幹部社員と常勤監査役及び内部監査室長等で構成され、経営課題等を審議するとともに、業務執行に係る協議及び報告が適宜行われ、業務執行のチェック機能を果たしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外取締役3名は、経営の監督を行うとともに、広い見識と豊富な経験に基づいた経営全般に対する助言・提言を行っています。また社外監査役3名は、専門的知見と経験を生かして業務執行の適法性・妥当性をチェックすることにより経営に対する監視・監督機能を果たしております。

このような、社外取締役と社外監査役が適切に機能するコーポレート・ガバナンス体制を採用することにより、取締役会における透明・公正で適切な意思決定と監督機能の実効性が担保されるものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	可能な限り法定期日より早期の発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会を2018年3月28日(水)14時に開催いたしました。今後も集中日(あるいは時間)を回避した日程を設定いたします。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使が可能となっております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	将来的に参加する予定です。
招集通知(要約)の英文での提供	将来的に提供する予定です。
その他	株主総会については、総会当日に出席できない株主向けに当社のWebセミナーサービスを使用したライブ配信、及びその後のオンデマンド配信を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のIR活動に関する基本方針として、金融商品取引法に基づく法定開示や東京証券取引所の規則等に基づく適時開示の遵守は当然のこととし、制度的ディスクロージャーに止まることなく、常に株主・投資家の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示体制を確立してまいります。 なお、以下の通り、当社IRページにて公表しております。 https://ir.vcube.com/jp/management/disclosure-policy/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	「個人投資家向けオンライン説明会」を開催しております。当社のWebセミナーサービス(V-CUBEセミナー)を使用した動画コンファレンスにより、代表取締役社長から業績・事業報告等のご説明と質疑応答を行っています。 また、四半期決算毎のアナリスト・機関投資家向け決算説明会および個人投資家向けオンライン説明会の動画を当社IRページにて公開しております。 https://ir.vcube.com/jp/ なお、不定期ながらも、IR支援会社または証券会社主催の個人投資家向けセミナーに参加しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算毎に決算説明会を開催しております。決算説明会には、当社のWebセミナーサービス(V-CUBEセミナー)を使用した動画コンファレンスによる参加も可能です。 なお、決算説明会の動画を当社IRページにて公開しております。 https://ir.vcube.com/jp/	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役社長は、年数回、海外に所在する投資家を訪問したり、証券会社主催のカンファレンスに参加する等で、説明を実施しております。また、Web会議システムを利用して、適宜、海外に所在する投資家と個別ミーティングを行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算説明会の資料・動画、決算情報以外の適時開示資料・PR資料、有価証券報告書又は四半期報告書、株主総会の招集通知等を、当社IRページにて掲載しております。 https://ir.vcube.com/jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR専任者(1名)を置くとともに、管理本部等が適宜サポートしております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ブイキューブ行動規範において、当社グループの役員および従業員が、株主・投資家、顧客、取引先、従業員、各国・地域等との関係において、遵守する必要がある規範を定めております。また、英文行動規範「V-cube Code of Conduct」を制定し、海外子会社を含む当社グループ全体への周知・徹底を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ペーパーレスの会議及びセミナーの推進、また「人と会う」ことに対しての移動にかかるCO2の削減等、当社サービスを活用いただくことによる環境保全を目指しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	法令及び東京証券取引所の有価証券上場規程等並びに当社社内規程等に基づき内容等を検討し、取締役会での審議を経て適時、情報開示、公表しております。 なお、ディスクロージャーポリシーを当社IRページにて公表しております。 https://ir.vcube.com/jp/management/disclosure-policy/

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において定めた「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システム及びリスク管理体制の整備を行っております。

A. 業務の適正を確保するための体制

(a) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。取締役は意思疎通を図るとともに相互の業務執行を監督し、取締役の業務執行に関する監督機能を確保する。
- 2) コンプライアンス体制の基礎として「ビキューブ行動規範」を定め、当社グループの役員・従業員に周知・徹底する。
- 3) 法令上疑義のある行為その他コンプライアンスに関する内部通報制度として、当社の常勤監査役及びTMI総合法律事務所弁護士を直接の情報受領者とする内部通報窓口（ホットライン）を整備する。
- 4) 「内部監査室」を設置し、適正な業務執行を確保するため、定期的に内部監査を実施する。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会の議事録、並びに稟議書その他取締役の職務執行に係る重要な書類については、「文書管理規程」の定めに基づき適切に保存・管理する。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動に伴うリスクについて、その管理体制の充実・強化を推進するために社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、リスクの把握と危機の未然防止策について整備を図る。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役への委嘱業務、幹部社員への権限移譲の明確化により、経営責任の所在を明らかにするとともに、事業運営の迅速化を図る。
- 2) 取締役及び幹部社員で構成されるグループ報告会を定期的に開催し、経営課題等を審議するとともに業務執行に係る協議及び報告を適宜行い、日常業務の活動方針を決定する。
- 3) 「中期経営計画」・「年度予算計画」を策定し、月次決算において達成状況を確認・検証し、その対策を立案・実行する。

(e) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社は、主要な子会社に取締役または監査役を派遣し、子会社の取締役の職務執行の監視・監督または監査を行う。
- 2) 「関係会社管理規程」に基づき、重要事項・業務の執行状況等について当社への報告・協議を求めることを通じ、グループ会社の経営管理を行う。
- 3) グループ会社の役員・従業員は、法令上の疑義その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、ホットラインに通報することができるものとする。
- 4) 内部監査室は定期的に監査を実施するものとする。
- 5) 当社は、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、機関設計や業務執行体制、並びにコンプライアンス体制やリスク管理体制等につき、定期的に見直し、適正かつ効率的に業務が執行される体制が構築されるよう、監督する。
- 6) 当社及び子会社は、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

(f) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びに当該従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査役の要請の都度、必要な専門性を有する従業員を監査役スタッフとして任命する。
- 2) このスタッフは、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けない。
- 3) 取締役及び従業員は、このスタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力するものとし、このスタッフの任命、異動、評価等は監査役と協議の上決定する。

(g) 当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役等またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1) 監査役は必要に応じて当社の取締役及び従業員、並びに子会社の取締役、監査役、従業員等（子会社の取締役等）またはこれらの者から報告を受けた者に随時報告を求め、その職務の執行状況を確認することができる。
- 2) 経営・業績に影響を及ぼす重要な事項については、監査役がその都度報告を受ける体制を確保し、財務情報の開示においては、事前に監査役の内容確認を受ける。
- 3) 当社は、子会社との間で、子会社の取締役等またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告を行う体制を整備する。
- 4) 当社グループは、監査役へ報告を行った者または内部通報制度により通報を行った者に対して、かかる報告または通報を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行うことを禁止する。

(h) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役と代表取締役、内部監査室、会計監査人とは各々定期的な情報交換の機会を確保する。
- 2) 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、監査役の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに費用の支払いを行う。

B. 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

- 1) 海外事業の拡大に伴い、英文行動規範「V-cube Code of Conduct」を制定し、海外子会社を含むグループ全体へのコンプライアンス徹底を図っております。
- 2) 国内外でのグループ企業増加を踏まえ、「関係会社管理規程」を改訂し、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制を見直しております。
- 3) 内部監査室による業務監査および内部統制監査を通じ、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価および改善を実施しております。ま

た、上記体制のもと、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制有効性評価」を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社における反社会的勢力排除体制としましては、「反社会的勢力対策規程」を制定し、所管部署は管理本部として運用を行っております。

具体的には、新規取引先については、外部企業情報機関等を用いて情報収集を行い、日経テレコン21で記事検索を行っています。また、継続取引先についても年1回、同様のチェックを行い反社会的勢力との関係排除に努めております。

取引先との間で締結する「基本契約書」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。

当社役員については、就任前に同様のチェックを行い反社会的勢力との関係排除に努めております。

株主については、年1回、同様のチェックを行い反社会的勢力との関係排除に努めております。

なお、平成20年4月に目黒地区特殊暴力防止対策協議会（特防協）に、平成24年4月に暴力追放推進センター賛助会員にそれぞれ加入し、両会の定例会及び定例研修会に積極的に参加し、反社会的勢力との関係の排除意識の徹底とともに情報収集にも努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

[コーポレート・ガバナンス体制]

「参考資料：模式図」をご参照ください。

[適時開示に係る基本姿勢及び方針]

当社は、金融商品取引法及び東京証券取引所が定める「有価証券上場規程」に基づく会社情報の開示を公平かつ適時適切に実施するだけでなく、株主・投資家を始めとするステークホルダーの皆様の当社に対する理解を促し、その適正な評価を可能とするために有用な情報を積極的に開示し、経営の透明性を確保しております。

[適時開示に係る社内体制]

当社では、適時開示の担当をIR担当者とし、チーフ・オペレーティング・オフィサー（COO）を情報管理責任者としております。

社内の各部門で発生した発生事実、各種の会議体等で決定された決定事実及び決算情報は、各部門を通じて情報管理責任者に網羅的に集約される体制を構築しており、情報管理責任者が取得した情報を重要事実であると判断した場合、速やかに代表取締役社長に報告されることとなっております。適時開示が必要と判断された場合、取締役会を開催した上で、情報管理責任者の指揮の下、IR担当者において適時開示を実行することとなっております。

なお、適時開示の実行について緊急を要すると代表取締役社長が判断した場合には、取締役会の開催を経ずに直ちに適時開示を実施することとしております。

[参考資料：模式図]

